

## 認証契約

GT002, rev. 2

Document # F101-6-JPN-1 改1

Release Date: 26-Aug-2016

Page 1 of 3

この認証契約は、インターテック契約オフィス、サービス契約で定義された認証機関（インターテック）及び顧客との間で締結される。

### 第1条—審査プロセス

1.1 **施設及び規格：**顧客はここにインターテックが顧客の特定された施設（施設という）においてシステム/プログラムを評価する為に特定された基準及び/又は他の基準文書（基準という）の認証サービスについて契約を交わし、インターテックを雇う。顧客が受け入れるサービス契約は、「施設と基準」を含むこの契約に従って定められた認証範囲を特定する。

1.2 **顧客情報：**顧客はインターテックの審査において、口頭又は書面による完全・正確・最新の情報及び認証に必要なシステム/プログラムに関する文書をインターテックに提供することを認める。顧客は、インターテックにすべての該当文書、ポリシー、手順書、マニュアルおよびその他の情報をすべて速やかに提供することに合意する。もし顧客が法的特権（例えば、弁護士-クライアント）または他の財産権的情報（例えば、企業秘密）に基づいてあるデータ、文書及び他の情報について提供を差し控えようとするならば、インターテックと顧客がこの問題に対処する方法について同意しない限り、インターテックは認証を与えることができない場合がある。

1.3 **顧客の支援：**顧客は更に、審査プロセスには、正社員であれ契約社員であれ、インターテックの有資格審査員（以下、審査員という）による現地調査を必要とすることを認める。顧客はまた、顧客の通常の営業時間内に各「施設」のかかる調査をすべて許可することに合意する。審査には、インターテックの管理職および/又はオブザーバー、インターテックの認定機関の担当者、セクター機関組織も加わることができる。現地訪問はいつでも、顧客は、主要な管理職およびその他の社員が、当該「施設」を案内し「施設」とそのシステム/プログラムの運営について説明できるようにするものとする。さらに、現地訪問の開始前あるいは開始時には、顧客は、すべての健康と安全に関する手順、および制限事項について審査員に十分に説明するものとし、顧客の「施設」にいる間は当該手順等を遵守しなければならない。

1.4 **審査プロセス：**インターテックの審査プロセスに関する詳細は、インターテックのウェブサイトへアクセスすることにより知ることができる。:同サイトへのアクセスは次のとおりである。  
<http://www.intertek.com/knowledge-education/seven-steps-certification/>.

1.5 **遵守監査ではない。：**顧客は、本審査が遵守監査ではないことを理解し、したがって、インターテックには顧客のプロセスおよび「施設」が法律上および(または)規制上の要求事項に準拠しているか、違反しているかを判断するために顧客の同プロセスおよび「施設」を審査する義務はないものとする。審査員が、認証基準の範囲に関係して、なんらかの法律上および(または)規制上の要求事項への違反を発見した場合、審査員は正式に顧客に直接に当該指摘事項を報告する。顧客は適切な処置を講じ、該当する規制機関に必要に応じて報告するものとする。審査員が顧客に指摘事項を報告すると、インターテックと審査員は、規制機関に対し直接的に報告するさらなる責任や個別の義務を放棄する。この処置に対する顧客の対応は、顧客の「基準」に対する継続的な適合性を検証するための次の審査訪問中に審査員によりフォローされる。

### 第2条—認証、マークの使用およびその後の審査

2.1 **認証および認証マーク使用の限定的ライセンス：** 認証審査が完了し、システム/プログラムはインターテックの要件を満たすとインターテックが判断した際には、インターテックは認証されたシステム/プログラムを有するとして顧客をリストに掲載し、登録するものとする。認証が付与されたら、インターテックは、顧客が、そのシステム/プログラムが認証されたことを明らかにするために、指定されたインターテックの認証マーク、ならびに認定機関のマーク（以下、「認証マーク等」という）を使用する限定的権利を有することに合意する。認証マークはすべて、インターテックのウェブサイトにて詳述する、インターテック要求事項に定める方法で、同様に定める制限に従って使用されるものとする。同サイトへのアクセスは次のとおりである。  
<http://www.intertek.com/auditing/management-systems/policy/> インターテックは、顧客の認証マークの使用が本契約の要件





## 認証契約

GT002, rev. 2

Document # F101-6-JPN-1 改1

Release Date: 26-Aug-2016

Page 2 of 3

およびインターテック要求事項を満たすかどうかを判断する独占的権利を持つものとする。顧客は、インターテックが誤解を招くと判断する認証マークの使用を直ちに中止することに同意する。

**2.2 会社の責任：**顧客は、そのシステム/プログラムに関するすべての苦情と是正処置の記録をとることを含めて、顧客苦情の効果的な取り扱いのための文書化されたシステムを維持し、インターテックが要求する場合は、必要とされるデータを提供するものとする。

**2.3 サーベイランス審査および再認証審査。**顧客は、インターテック要求事項が以下を要求していることを認める。すなわち、(i) 顧客のシステム/プログラムが認証された「基準」の要求事項を継続的に満たすことを徹底するための、インターテックによる各認証「施設」の定期審査（サーベイランス審査）、(ii)顧客が明らかにした変更に対応した、前回訪問中に指摘された問題をフォローアップするための特別審査（予告ありもしくは予告なし）、またはインターテックが関係者から受けた苦情で、システム/プログラムが認証された「規格」の要求事項に適合していないと指摘するものを調査するための特別審査、ならびに、(iii) 最初の認証審査の後に3年毎に行う、「規格」のすべての要求事項の継続的な達成を再評価するための、顧客のシステム/プログラムの再認証審査。初回認証に続く1回目のサーベイランス審査は、認証を決定した日から12か月を超えてはならない。（認証決定日より9か月後が理想）その後のサーベイランス審査は、再認証審査の年を除いて少なくとも暦年に1回実施しなくてはならない。再認証審査は認証期間の3年目中に、認証満了のおよそ3か月前に、行うものとする。これらの審査の期間は、実施履歴およびその他の要素に依存し、顧客がそのシステム/プログラムに大規模な修正を施したり、認証の根拠に影響を及ぼすその他の変更が起こったりした場合は、特別な規定に従う。

**2.4 修正：**顧客は、遅滞なく、認証範囲を変更する要請、あるいは認証に影響を及ぼす可能性がある、自らのシステム/プログラムに行う改変、修正、変更をすべてインターテックに通知すること、及び/又は、認証に関する要求事項を確認することに同意する。かかる変更には、顧客の法律上、商業上、または組織上の状況の修正又は所有権、およびポリシー、手順書、敷地、社員、設備、施設、作業環境あるいはその他のリソースへの重大な変更の修正を含む場合、および/または規格や認証範囲に関連する法令遵守について規制当局からの重大な違反の通告を受けている場合も含む。さらに、顧客は、インターテックが当該改変が顧客のシステム/プログラムの認定状況にどのように影響するかを確認するために要求することがある、該当文書、ポリシー、手順書、マニュアル、是正処置およびその他の情報をインターテックに提供することに同意する。インターテックは、顧客のシステム/プログラムが該当する「規格」に引き続き適合することを確実にするために必要または適切であると判断する場合、顧客のシステム/プログラムのすべてまたは一部を再審査することができるものとする。

**2.5 要求事項・規格の改訂：**顧客は、「基準」および/またはインターテック要求事項が適宜改訂されることを認める。「規格」および/またはインターテック要求事項の改訂が取り入れられた場合、インターテックは、必要な追加審査作業がある場合、その性質と程度ならびにインターテックが改訂された要求事項への適合を確認するのに必要なスケジュールを決定するものとする。

**2.6 是正処置、執行および異議申立：**顧客のシステム/プログラムがインターテック要求事項を満たさないとインターテックが判断する場合、顧客はインターテックが定める期間内にインターテックが要求する是正措置をとることに同意する。顧客は、かかる不適合に関して、あるいはかかる不適合の再発について、インターテックが適切と判断する追加の処置をインターテックが講ずることができることを認め、同意する。かかる処置は、とりわけ、すべての「施設」の認証の停止または取消、ならびにインターテック認定機関が定める、相手方への不適合または認証取消の通知を含めることができる。顧客は、インターテックのウェブサイトに掲示する「GP208 - 紛争および異議申立のプロセス」インターテック・ウェブサイト <http://www.intertek.com/auditing/management-systems/policy/> に定めるように、インターテックによる決定に対して異議を申し立てる権利を有する。

## 第3条—一般規定

**3.1 記録保存と守秘義務：**インターテックは、審査過程で提供された、すべての該当文書、ポリシー、手順書、マニュアル、およびその他の情報の原本か写しを保存することができるものとする。インターテックが取得した情報が既にインターテックが所有するものである場合、既に公知であるか、将来公知となった場合、および別途法律または法的手続で要求されている場合を除き、インターテックは、かかる情報をすべて極秘に保ち、顧客に不利益となる方法ではかかる情報を使用しないことを誓約し、同意する。さらに、インターテックは、法的な要求事項がある場合を除き審査過程で取得した情報および審査報告書に記載された情報を、本契



## 認証契約

GT002, rev. 2

Document # F101-6-JPN-1 改 1

Release Date: 26-Aug-2016

Page 3 of 3

約の期間中および終了後も極秘に保つものとする。ただし、上記はいかなる形においても、インターテックが認証付与の詳細を公開することの禁止、認証の拒否、停止や撤回、インターテックの認定機関が指定するように審査報告書の全部または一部の写しを提供すること、および審査のためにインターテックの認定機関の職員に対する審査文書の写しを含め顧客情報へのアクセスを与えるものとしてみなしたり、解釈したりしてはならないものとする。該当する認定文書で要求される場合を除き、インターテックは第三者に情報を開示することについて顧客または個人から書面による同意を得るものとする。法律により第三者に秘密情報を公表するよう要求される場合、インターテックは、法律により規制される場合を除き、情報提供の前に顧客または本人に通知する。

3.2 **権利放棄：** 本契約の規定についての権利放棄や規定への違反はいかなるものであれ、継続的な権利放棄として、またその他の規定の権利放棄や違反を構成するものとして解釈されないものとする。

3.3 **契約期間：** 本契約は、署名されたサービス契約の一部であり、サービス契約の日付けに始まり、サービス契約と同じ期間、有効に存続するものとする。